

(入札・オープンカウンター見積説明書)

この説明書は、平成25年3月日付け平成25年道総研栽培水産試験場公告第2号で公告した入札・見積に関する説明書である。

この入札（オープンカウンター見積）を、次のとおり実施する。

平成25年3月1日

- 1 契約担当者 地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長 丹保憲仁  
(担当部局長名：栽培水産試験場長 西内修一)
- 2 入札・見積に付す事項
  - (1) 契約の目的の名称及び数量  
栽培水産試験場自家用電気工作物保安管理業務 一式
  - (2) 契約の目的の仕様等  
契約書案・業務要領等のとおり
  - (3) 契約期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで。ただし予算の範囲内で当該契約期間を変更することがありうる。
  - (4) 履行場所  
栽培水産試験場（室蘭市舟見町1-156-3）
- 3 入札・見積参加する者に必要な資格  
平成25年3月1日道総研栽培水産試験場公告第2号に規定する資格を有すること。
- 4 制限付一般競争入札・見積参加資格の審査  
この入札・見積は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札に準じたオープンカウンター式見積であるので、参加しようとする者は、次に定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
  - (2) 申請時期 公告の日の翌日から1.0日間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時分まで。
  - (2) 申請方法 提出先の指示により作成した申請書類等を提出しなければならない。
    - ア 提出先の名称 栽培水産試験場
    - イ 提出先所在地 〒051-0013 室蘭市舟見町1丁目156-3  
(電話番号0143-22-2320)
  - (3) 書類審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
室蘭市舟見町1丁目156-3  
栽培水産試験場総務部総務課
- 6 入札執行場所及び日時（オープンカウンター見積提出場所及び提出期限）
  - (1) 場所 室蘭市舟見町1丁目156-3  
栽培水産試験場
  - (2) 日時（オープンカウンター見積提出期限）平成25年3月19日 17時30分
  - (3) 開札場所 (1)におなじ
  - (4) 開札日時 (2)におなじ
- 7 入札保証金および契約保証金  
入札保証金 免除  
契約保証金 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付すること。ただし、取扱規則第37条の定めるところにより免除された者はこの限りでない。

- 8 送付による入札の可否 (郵送等によるオープンカウンター見積書の提出は認める)  
認めない。
- 9 落札者の決定方法  
取扱規則第 19 条に規定する場合を除き取扱規則第 10 条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札・見積 (有効な書面に限る。) した者を落札者 (契約決定者) とする。
- 10 契約の締結を行わない場合  
落札者等が暴力団関係者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合、当該落札者等とは契約締結を行わない。
- 11 契約書作成の要否 要。
- 12 その他
  - (1) 開札の時に於いて、2 に規定する資格を有しない者のした入札・見積、取扱規則第 15 条各号に掲げる入札、及びこの公告に定める入札・見積に関する条件に違反した入札等は、無効とする。
  - (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) の扱い  
ア 落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札金額とするので、入札に参加する者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。  
(オープンカウンター見積書の提出にあつては、消費税等相当額を含む金額で記載すること)  
イ 落札者となった者は落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
  - (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
ア 名称 栽培水産試験場総務部総務課  
イ 所在地 室蘭市舟見町 1 丁目 156-3  
電話番号 0143-22-2320
  - (4) 前金払はしない。
  - (5) 概算払はしない。
  - (6) 部分払はしない (各月完済部分について、毎月支払を行う)。
  - (7) 初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても入札執行する。
  - (8) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
  - (9) この入札の執行は、公開する。
  - (10) この契約の相手方となった者が中小企業信用保険法 (昭和 25 年法律第 264 号) 第 3 条 4 による流動資産担保保険にかかる融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適正と認めたときは、当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意願います。なお、承諾依頼にあつては道総研が指定する様式により依頼すること。
  - (11) 入札心得 (見積心得)、その他関係法令の規定を了知すること。